

# 令和3年度 固定資産税軽減措置について

新型コロナウイルスの影響で事業収入が減少している**中小事業者等**に対して**固定資産税（事業用家屋・償却資産）**の**軽減**を行います。

なお、令和3年度の固定資産税軽減の申請期間は、**令和3年1月4日から2月1日まで**となります。

## 要件

令和2年2月～10月までの**連続する任意の3ヶ月間**の事業収入の合計が、前年の同期間と比べて、減少率が

**30%以上～50%未満減少している事業者**

⇒

**50%軽減**

**50%以上減少している事業者**

⇒

**全額免除**

## 対象

- 上記の要件を満たす**中小事業者等**

**中小事業者等**とは、資本金の額又は出資金の額が1億円以下の法人、資本又は出資を有しない法人の場合、常時使用する従業員の数が1,000人以下の法人、常時使用する従業員の数が1,000人以下の個人

## 申告

- 認定経営革新等支援機関等**の認定を受けて、十津川村に申告した事業者

**認定経営革新等支援機関等**とは、税務、財務等の専門的知識を有し、一定の実務経験を持つ支援機関として認定された者（商工会、税理士、公認会計士、弁護士など）

お問合せ先：十津川村役場財政課 ☎0746-62-0903